

令和3年度 林業労働力強化対策事業企画運営委員会の審査選考に伴う意見を踏まえた総評
(第1次審査)

■本事業の趣旨

本事業は、体質強化計画に参画する林業経営体等を対象に、安全衛生装備・装置の導入及び安全衛生に関する研修の経費補助を行って、安全で衛生的な働き方改革を実践する職場づくりを支援して、林業労働力の確保に向けた取り組みを推進するものです。

安全で衛生的な職場環境の確保に向けた取り組みは、現場技能者や地域の林業経営体が必要とする安全衛生装備・装置の導入と、林業労働安全衛生に関する研修の実施をセットとして行います。

なお、本総評は令和4年3月1日から令和4年4月15日まで交付申込を受け付けた第1次募集結果です。

■取り組み事業

1) 防護パンツ及び防護ブーツの導入について

下肢の切創防止用保護衣（防護パンツ）は、労働安全衛生規則で規定されるJIS T8125-2（class1以上）に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものであること。なお、保護衣の防護素材のみ基準に適合し、防護ズボンそのものの認証が無い製品があるので注意すること。

防護ブーツは、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで規定されるJIS T8125-3（class1以上）に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものであること。なお、防護長靴（class1以上）については、複数メーカーの防護長靴や防護ブーツの商品を履き比べることを検討して、指定書式のアンケートを行うこと。

2) 林業用ジャケットおよびレインウェアの導入について

林業用ジャケットおよびレインウェアは、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで規定される、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。また、複数メーカーの商品を着比べることを検討して、指定書式のアンケートを行うこと。

3) 林業事業場の安全衛生に直接関与しない安全衛生装備・装置について

改正道路交通法施行規則の施行に伴うアルコールチェック機器は、一定台数以上の白ナンバーの自動車を使用する経営体の義務であり、林業経営体に特化した規制ではないので補助対象外とする。

作業場の生産性の向上をはかる林業機械は、直接的な安全衛生の確保向上につながらないので補助対象外とする。

4) Bluetoothイヤーマフ無線機の導入について

Bluetoothイヤーマフ無線機は通話範囲が限定されるため、用途を十分に検討すること。また、モバイルレジャー用インカム無線は、耐久性とイヤホン型で周辺の音が聞こえない、装着が面倒などの課題があるので十分な検討を行うこと。使用者には指定書式のアンケートを行うこと。

■研修計画について

事業は国庫補助による安全衛生装備・装置の導入と普及をとおして、地域の林業労働災害の撲滅を目的としている。また、導入する安全衛生装備・装置の地域への普及啓発が事業の目的の一環である。

このため、安全衛生装備・装置を活用した研修会の開催は、申請経営体の数名を対象とするものではなく、地域の多くの林業経営体や行政機関の参画を得て開催するよう検討すること。

なお、コロナウイルス感染症拡大に配慮して動画配信なども検討課題として積極的な普及啓発に取り組むこと。

以上